

内的義務の考古学序説

——カントの義務論の源泉としてのヴォルフ学派の義務論

千葉 建

はじめに

現代倫理学においてカントの義務論は、アリストテレスに淵源する徳倫理学とベンサムやミルに代表される功利主義と並んで、主要な倫理学説の一つに数えられるのが常である。そのさいカントの義務論は、それだけで独立した一つの立場として規定され、それが当時の義務論、とりわけグロティウスやプーフENDORFに代表される近代自然法学の義務論の影響下に形成されたものであることが想起されることはまずない⁽¹⁾。しかし近年のいくつかの研究が明らかにしてきたように、カントの義務論は、同時代の「義務」(officium, Pflicht)あるいは「義務づけ」(obligatio, Verbindlichkeit, Verpflichtung)に関する議論との対決のもとで展開したものであり⁽²⁾、同時代の義務論からの影響と独立の度合いを見定めることで初めて、カント義務論の特徴と意義を浮き彫りにすることができるように思われる。

本論文もこうした研究の流れに棹を指し、カント以前の義務論に遡源することによって、カント義務論を再考するための視座を提供することを目指す。そのさい注目するのが「内的義務／外的義務」という区別である。従来、「完全義務／不完全義務」という区別については、ある程度研究がなされてきた⁽³⁾。これに対して、「内的義務／外的義務」という区別については、管見の限りほとんど顧慮されてこなかったといえる⁽⁴⁾。しかし、当時影響力のあったこうした区別を忘却の間から引きずり出すことは、思想的にもカント理解の上でも意義あることだと思われる。こうした構想の一環として、本論文では内的義務と外的義務の区分をめぐるヴォルフ学派の議論、具体的にはバウムガルテンとマイヤーの議論を取り上げ、従来の研究で散見される「内的義務」自身に対する義務」という解釈を再考し、カントの義務論の背景となつたドイツ啓蒙の義務論の側面を明らかにしたい。

一 内的義務は自分自身に対する義務か

カントがヴォルフ学派の義務論を取り上げた箇所としては、まず『道徳の形而上学の基礎づけ』でヴォルフの「一般実践哲学」(allgemeine praktische Weltweisheit)に言及した部分をあげることが出来る(IV 391)。この箇所ではカントは、その学問の著者たち(die Verfasser jener Wissenschaft)⁽⁶⁾が「道徳法則」や「義務」について語り、彼らなりの「義務づけ」の概念を作り上げてはいるが、あらゆる実践的概念の起源がアプリアリなものか、アポステリオリなものかを区別していないと批判し、彼らの「一般実践哲学」と自らの「道徳の形而上学」との違いを際立たせている(IV 391E)。⁽⁶⁾ 本節の今後の議論のために、①カントがヴォルフ学派の義務論を「一般実践哲学」の文脈で理解していたことと、②これを自分の来るべき体系である『道徳の形而上学』と対比させていたことの二点を押さえておきたい。

次に本稿でとくに注目したいのが、カントが同じ『道徳の形而上学の基礎づけ』のなかで「義務の区分」に言及した以下の箇所である。カントはそこで、「自分自身に対する義務と他人に対する義務、完全義務と不完全義務」といった「通常の区分」(gewöhnliche Einteilung) (VI 421) にしたがって義務を列挙すると述べた後で、次のような注を付している。

ここでよく注意してほしいことがある。それは私が義務の区分を来るべき『道徳の形而上学』のために完全に留保しているということである……。本書で私が理解する完全義務とは傾向性の利益となるような例外を一切認めない義務のことである。そこで私の理解では、外的な完全義務、ただけではなく、内的な完全義務もあることになるが、これは学校(Schulen)で受け入れられている用語法に反している。(VI 421)

ここで問題にしたいことが二つある。一つは、ここで「内的な完全義務」と「外的な完全義務」といわれるとき、その「内的」と「外的」とはどういう意味なのか、という問題である。もう一つは、カントが「学校II学派」ということで何(ないし誰)を想定していたのか、という問題である。

後者の問題から見てみよう。従来の解釈としては、哲学文庫版の『道徳の形而上学の基礎づけ』の編者注が代表的なものだといえる。それによれば、ここで言及される学派とは「H・グロティウス、S・プーフエンドルフ、Chr・トマジウス、J・G・ズルツァーといった自然法の哲学者たちであり、彼らにとって完全義務とは外的に強制可能な行為のことである」という⁽⁷⁾。しかし、この解釈はあくまでも「完全義務／不完全義務」の区別に関わるものにすぎず、管見ではこれらの自然法論者たちは「内的義務／外的義務」の区別について主題的に論じていないのである。それ

では「内的義務／外的義務」の区別に言及しているのは誰なのか。その候補として取り上げたいのが、ヴォルフ学派のバウムガルテンとマイアーである。本節の最初に確認したように、①カントはヴォルフ学派の義務論を「一般実践哲学」の文脈で理解し、②これを自分の来るべき『道徳の形而上学』と対比させていたが、まさにバウムガルテンとマイアーはそれぞれ「一般実践哲学」に関する著作のなかで「内的義務／外的義務」の区別について論じているからである⁽⁸⁾。たとえば、バウムガルテンは『第一実践哲学の原理』(B 9c)で、義務を「内的な義務(広義の義務、不完全な義務、愛の義務、非十全な義務)」と「外的な義務(完全な義務、必然性の義務、法の義務、十全な義務、狭義の義務)」に区別している⁽⁹⁾。したがって、「学校＝学派」が指すもののなかに、少なくともバウムガルテンとマイアーが含まれるものとして解釈することには一定程度の説得力があり、本稿もこの解釈にしたがうことにしたい⁽¹⁰⁾。

そのうえで先の引用の「内的義務／外的義務」の問題に戻ろう。そこで言及された内的義務や外的義務とは何か。この問題に対して、ペイトンは「外的義務とは他人に対する義務であり、内的義務とは自分自身に対する義務である」と答える⁽¹¹⁾。また普沢も「カント著『道徳形而上学の基礎づけ』(一七八五年)では、内的義務は自己自身に対する義務を意味し、外的義務は他人に対する義務を意味する」と述べる⁽¹²⁾。たしかに、この注が付された本文が

「自分自身に対する義務と他人に対する義務、完全義務と不完全義務」という区別に言及した箇所である以上、こうした解釈は一見妥当なものであるように見える。しかしここで一步踏み込んで問いたいのは、内的義務＝自己自身に対する義務、外的義務＝他人に対する義務という区分がはたして当時の「通常の区分」といえるのか、つまり、バウムガルテンやマイアーもそうした区分を行っているのか、ということである。仮に内的義務＝自分自身に対する義務、外的義務＝他人に対する義務というのが正しいとすれば、(内的外的義務や外的内的義務は形容矛盾であるから)「自分自身に対する(＝内的)外的義務」も「他人に対する(＝外的)内的義務」も存在しないはずである。ところが、たとえばマイアーの『一般実践哲学』(M 287, S. 583)では、自然状態の(つまり国民ではなく単なる人間としての)内的義務として、自分自身に対する義務のほかにも、神に対する義務や、他人に対する義務、さらには人間以外の有限な存在者(天使、動植物、無生物)に対する義務があげられているのである⁽¹³⁾。それゆえ、「内的義務／外的義務」の区別は「自分自身に対する義務／他人に対する義務」の区別とは一致しないと考えざるをえないだろう。そこで内的義務／外的義務とは何かについて、より詳しい分析を行っているマイアーの議論を中心に、節を改めて考察したい。

二 義務づけ、法則、義務

内的義務／外的義務について考察する前に、そもそも義務とは何か。義務とは、一言でいえば、「義務づけられる自由な行為」(M 186, S. 378)ないし「義務づけにしたがう自由な行為」(M 188, S. 382)のことを意味する。しかるに、義務づけはすべて「法則」(Gesetz)と連関してゐる(M 189, S. 383)。それゆゑ義務とは「法則」に一致しないし法則にしたがう自由な行為」(M 189, S. 384)である。そこで初めに「義務づけ」を取り上げ、次に「法則」を考察し、最後に「義務」とは何かを明らかにしたい。

それでは義務づけとは何か。マイアーによれば、「義務づけ」(Verbindlichkeit ないし Verpflichtung)とは、ある自由な行為へと道徳的に強要すること(Nöthigung)である」(M 67, S. 140f.)。ここでいわれる「道徳的に強要すること」とは「ある行為を道徳的に必然的なものにする」とを意味する(M 66, S. 140)。つまり、義務づけとは、行うことも行わないことも可能な自由な行為を道徳的に必然的なものにし、その反対の行為を道徳的に不可能なものにすることである。しかし、どうすれば自由な行為を道徳的に必然的なものにするのできるのか。それはその行為にある仕方で「動機」(Bewegungsgrund)を連結することによつてである。これに関してマイアーは以下の場合分けして詳論している(M 68, S. 143)。ある自由な行為を行うべきだとされるとき、自由な行為である以上、その行為を行わないこともでき

るのでなければならぬが、そのさい四つの可能性が考えられる。①行為・不作為いずれにも動機をもたない場合、②その両方に同等の動機をもつ場合、③行為に対してだけ動機をもち、不作為の動機をもたない場合、④不作為よりも行為に対してより多くの強い動機をもつ場合である。これら四つのケースのうち、動機が伴わない①と動機が相殺される②は義務づけが生じず、③と④についてのみ義務づけが生じる、というわけである。このように義務づけは、①義務づけられる自由な行為、②義務づけられる動機、③動機と自由な行為との連関の三要素から成るものなのである(M 69, S. 146) ¹⁴⁾。

義務づけの構造が判明したところで、「内的義務づけ」と「外的義務づけ」の区別に移ろう。マイアーによれば、義務づけは必ずしも嫌なものとはかぎらない。義務づけがもつばら善と報酬についての快適な表象によつてのみ課される場合は嫌なものではない(M 133, S. 275) ¹⁵⁾。しかしながら、ある行為をかなりやりたくないのに行う場合や、とてもやりたいのに行わない場合、そうした行為・不作為への義務づけは「道徳的強制」(moralischer Zwang)と呼ばれる(M 133, S. 275)。そして、「道徳的強制がさらに「威嚇」(Erpressung) ¹⁶⁾と結びつてゐるとき、「外的義務づけ」と呼ばれる(M 134, S. 277)。それに対して、「こうした威嚇への恐怖以外の他の動機に基づく義務づけはすべて「内的義務づけ」と呼ばれる(M 134, S. 277f.)。たとえば、私たちは他人に借

金を支払うよう外的に義務づけられるが、それは他人が借金を支払うよう威嚇することができるからである (M 134, S. 278)。また私たちは、困った人には親切にするよう、たんに内的に義務づけられている (M 134, S. 278) (5)。このように外的義務づけ／内的義務づけの区別は、行為それ自体の外面性／内面性の区別というよりも、他者からの威嚇可能性の有無を基準としている。それゆえ、他人のいない無人島に一人暮らしの人は外的義務づけをもたないであろうし (M 134, S. 278)、困った人には親切にすることを内的に義務づけることができるのは自分だけなのである。

次に「法則」の説明に移ろう。法則とは、ある自由な行為と動機との義務づけの関係を表現し、その行為を規則として命じるものである (vgl. M II, 235f.) (6)。したがって、法則は義務づけを伴っており、その義務づけの仕方の違いによって、法則は次のように「内的法則」と「外的法則」に分けられる (19)。

すべての法則は、外的な義務づけをもつものか、またはたんに内的な義務づけだけをもつものか、いずれかである (第一三四節)。前者の法則は**外的法則**、強制法則、完全法則である。……**内的法則**は、たんに内的な義務づけだけをもつ法則である。 (M 135, S. 280) (傍点引用者)

ここで注目すべきは、〈内的法則Ⅱ内的義務づけ〉〈外的法則Ⅱ外

的義務づけ〉というように対称的には規定されていないという点である。「真の外的法則はすべて内的義務づけをもつが、内的法則は外的義務づけを一切もたない」 (M 135, S. 281)。つまり、〈内的法則Ⅱ内的義務づけ〉〈外的法則Ⅱ外的義務づけ＋内的義務づけ〉ということになる。

以上の考察を踏まえて、内的義務／外的義務の区別に向かうことができる。マイアーは、「私たちがあらゆる義務へと義務づけられるのは法則によってである」 (M 201, S. 405) と述べ、次のように法則の違いによって「内的義務」と「外的義務」を区別する。

私たちをある義務へと義務づける法則は、たんに、内的法則だけであるか、または同時に外的法則もそうであるか、いずれかである。前者の場合、義務は**内的義務**であり、後者の場合、義務は**外的義務**である。 (M 201, S. 405) (傍点引用者)

この区分を義務づけの点で捉えなおすならば、「内的義務にはたんに内的義務づけだけが連結されており、私たちは内的義務に対して外的義務づけを一切もたない」が、「外的義務には内的義務づけも結びついている」 (M 201, S. 405)。つまり、〈内的義務Ⅱ内的法則Ⅱ内的義務づけ〉であり、〈外的義務Ⅱ外的法則Ⅱ内的法則Ⅱ外的義務づけ＋内的義務づけ〉ということになる。そして、

なぜ内的義務と呼ばれるかについては次のように説明される。

内的義務と呼ばれるのは、それが総じて内的行為であるからではない。人間の外的行為も内的義務でありうるからだ(第七節)。そうではなく、内的義務がその名を得るのは、それがたんに内的法廷(immerliches Gericht)にのみかけられるべきものだからである(第一八二節)。(M 201, S. 405) (傍点引用者)

内的行為であれ、外的行為であれ、人間の行為はすべてこの内的法廷にかけられ、責任を帰することが可能である(M 182, S. 370)。この内的法廷は「良心の法廷」(Gericht des Gewissens)とも呼ばれ、さらに良心は理性の機能の一部であるから、「理性の法廷」(Gericht der Vernunft)とも呼ばれる(M 182, S. 371)。それに対して「外的義務」は「外的法廷にもかけられる」(傍点引用者)ものであり、「人間の法廷」ないし「世俗の法廷」とも呼ばれる(M 181, S. 368)。二二では人間の外的行為だけが裁判にかけられ、外的法則にしたがって他人によって裁かれるのである(M 181, S. 369)。

こうした特徴をもつ「内的義務」と「外的義務」をその対象領域の点からも見てみよう。義務はその対象にしたがって区分するならば、①神に対する義務、②自分自身に対する義務、③他人に対

する義務、④人間以外の有限な存在者に対する義務に分けられる。そのうち、外的法廷にかけられない内面の領域に属する「内的義務」には①②④のすべてと、③の一部が含まれる(vgl. M 204-208, S. 409-420)。それに対して「外的義務」には③の一部が含まれる。つまり、「内的義務／外的義務」の区別は「他人に対する義務」についてのみ当てはまるものである。それでは「他人に対する内的義務」「他人に対する外的義務」とは何か。両者の違いは、上述のように、外的義務づけの有無、つまり威嚇可能性の有無に存する。威嚇によって強制できない「他人に対する内的義務」とは、たとえば親切のように、他人に今以上の利益を与えてあげようとする義務であり、「愛の義務」(Liebespflicht)とも呼ばれる(M 207, S. 418)。これはまた「不完全義務」(unvollkommene Pflicht)とも呼ばれるが、それは「外的法廷にあつては、内的義務のもつ義務づけだけでは、内的義務の履行を私に要求する権利を他人に与えるのに十分ではないから」だとされる(M 207, S. 418)。それに対して、典型的には所有権の問題にかかわる「他人に対する外的義務」の場合、たとえば借金の返済を他人が行おうとしない場合、借金を返済するよう他人を威嚇によって強制する権能が私たちにある。こうした義務は「強制的義務」(M 206, S. 414)とも呼ばれるが、履行を強制する権能を他人に与えるのに十分であるから、「完全義務」と呼ぶことができよう²⁰⁾。

以上をまとめるとは次のようになる。「内的義務」と「外的

義務」は義務づけの仕方が異なるのであり、私たちは内的義務に対しては内的にのみ義務づけられるのに対して、外的義務に対しては内的かつ外的に義務づけられる。また「不完全義務」と「完全義務」の区別は「他人に対する義務」についてのみ当てはまるものであり、「他人に対する内的義務」が「不完全義務」であり、「他人に対する外的義務」が「完全義務」であり、両者の違いは他人が威嚇によって強制する可能性の有無に基づく²⁾。カントの指摘したような「内的完全義務」が存在しないという事態は、ヴォルフ学派ではこうした概念的な布置連関のもとで可能になっているのである。このようなヴォルフ学派の義務論は、他人が外的に強制することができず、内的な義務づけだけが可能な「内的義務」の領域に「道德」を定位するとともに、「外的義務」に関する「法」の領域にも「内的な義務づけ」を導入することで「法の道德性」を保証することができるといふ点に特長があるといえるように。

三 カントの義務論の再検討に向けて

これまでヴォルフ学派のバウムガルテン、とりわけマイアーの著作を中心に、内的義務／外的義務、内的義務づけ／外的義務づけといった概念を考察してきたが、最後にこうした区別の光のもとでカントの義務論を見返すことによって、いかなる影響の跡を

見いだすことができるのかについて若干の考察を行いたい。

まず、内的義務／外的義務の区別について、第一節で述べたように、カントの『道德の形而上学の基礎づけ』では、「内的義務」自身自身に対する義務「外的義務」他人に対する義務」として解釈されるのが一般的であった。そうした解釈は、議論の文脈上は一見もつともであり、本稿のこれまでの分析だけでは誤りと断ずることはできない。しかし、バウムガルテンの『第一実践哲学の原理』を教科書として用い、マイアーの『一般実践哲学』も読んだと推定されるカントが両者における概念的区別を知らなかったはずはないと思われる。実際、バウムガルテンの『第一実践哲学の原理』に基づく講義録である『コリンズ道德哲学』（および同系列の講義録）で、バウムガルテンの強制可能性に基づく区分を批判したのち、「外的義務づけは他人の選択意志による道德的強要である。内的義務づけは自分の選択意志による道德的強要である」(Obligatio externa est necessitatio moralis per arbitrium alterius. Obligatio interna est necessitatio moralis per arbitrium proprium) (XXVII 270)と述べられている点はその証左といえる。義務づけの区別の根拠を、「選択意志」の違いに見いだす点はカントの特徴といえるが、内的と外的の区別を自分と他人の区別に重ねている点はむしろバウムガルテン、マイアーに連なる理解である。講義録とはいえ、少なくともカントが内的義務づけと外的義務づけを、義務づけの対象(「自分に対する」か「他人に対す

る」か)の違いによってではなく、義務づけの創始者(「自分の選択意志が」か「他人の選択意志が」か)の違いによって規定した箇所がある以上、こうした区分に基づいて「内的義務」と「外的義務」も理解するという解釈も十分考慮に値するように思われる。

実際、こうしたヴォルフ学派の影響のもとでカントの内的義務／外的義務を解釈する方向性を支持する箇所は、一七七〇年代の講義録だけではなく、晩年の『道德の形而上学』にも見いだすことができる。たとえば同書で「徳の義務」(Tugendpflicht)と「法の義務」(Rechtspflicht)について語った次の箇所をあげることができる。

徳の義務が法の義務と本質的に区別されるのは、法の義務には外的強制が道德的に可能であるのに対して、徳の義務は自由な自己強制にのみ(allein)基づくという点である。(VI 383)

(ここで徳の義務が(ヴォルフ学派の意味で)内的義務の一種であり、法の義務が(ヴォルフ学派の意味で)外的義務であるとすれば、徳の義務が自己強制＝内的義務づけのみに基づくのに対して、法の義務は外的強制＝外的義務づけだけではなく、内的強制＝内的義務づけをもつと解釈できる。法の義務については、次の箇所により明確に述べられている。

倫理的義務は、内的立法だけ(nur)が可能であるような強要を含んでおり、これに対して法の義務は、外的立法も(causa)可能であるような強制を含んでいる。(VI 394)

つまり法の義務は、外的立法＝外的義務づけだけではなく、内的立法＝内的義務づけによる強要も含んでいるのである。こうしたカントの議論は、ヴォルフ学派の義務論を背景にすることによって一層その意味が明らかになるように思われる²²⁾。

本稿は、内的義務(ないし内的義務づけ)の概念をめぐって、カントおよびヴォルフ学派の議論の一部を掘り起こしたにすぎない。こうした地道な作業を通じてカントの義務論を読み直すこと、さらには(法の外面性と道德の内面性)という、トマジウスが創始し、カントが引き継いだとされる図式を見直し、法と道德の区別について再考することは、将来の仕事としなければならぬ。

注

カントからの引用は、慣例にしたがい、アカデミー版カント全集に基づき、巻数をローマ数字、ページ数をアラビア数字で記す。

バウムガルテンからの引用は、『第一実践哲学の原理』については Alexander Baumgarten, *Initia philosophiae practicae primae*, Impen-

Carol. Herm. Hemmerde, 1760により、Bの後に節番号を記す。『形而上学』のごとくは Alexander Baumgarten, *Metaphysica*, Editio III, Impensis Carol. Herman. Hemmerde, 1757により、BMの後に節番号を記す。

マイアアの『一般実践哲学』からの引用は、Georg Friedrich Meier, *Allgemeine praktische Weltweisheit*, verlegt von Carl Hermann Hemmerde, 1764により、参照の便を考慮して、Mの後に節番号とページ数を記す。

(1) カントが使用している「完全義務」と「不完全義務」、「自分自身に対する義務」と「他人に対する義務」といったターミノロジーは、近代自然法学の常套句に属する。

(2) たゞせば次を参照。Clemens Schwaiger, *Kategorische und andere Imperative. Zur Entwicklung von Kants praktischer Philosophie bis 1785*, Frommann-Holzboog, 1999. Stefano Bacin, *Il senso dell'etica: Kant e la costruzione di una teoria morale*, il Mulino, 2006.

(3) たゞせば次を参照。Wolfgang Kersting, *Pflichten, unvollkommene / vollkommene*, in: Joachim Ritter / Karlfried Gründer (Hrsg.), *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, Band 7: P-Q, Schwabe & Co AG Verlag, 1989, S. 433-439. Millard Schumaker, *Sharing without Reckoning: Imperfect Right and the Norms of Reciprocity*, Wilfrid Laurier University Press, 1992. [リチャード・シユナーメーカー『愛と正義の構造——倫理の人間学的基盤——』見洋書房、二〇〇一年]

(4) 「義務の考古学」を副題とするアガンベンの著作でも、この区別が主眼的に論じられることはなく。Giorgio Agamben, *Opus Dei: Archeologia dell'ufficio. Homo sacer, II, 5*, Bollati Boringhieri, 2012. ショルジョ・アガンベン『オプス・デイ——任務の考古学』杉山博昭訳、以文社、二〇一九年。本論文は「内的義務」を発掘調査する試みということがある。

(5) ヴォルフは『一般実践哲学』(*Philosophia practica universalis*) (一七三八—一九九年)をラテン語で著したが、それ以外の著者としては、カントが講義の教科書として使用した『第一実践哲学の原理』(一七六〇年)の著者バウムガルテンや、ヴォルフとバウムガルテンの影響下にドイツ語で『一般実践哲学』(一七六四年)を執筆したマイアアをあげることができる。アリソンによれば、「カントは講義録で明示的にはマイアアの『一般実践哲学』に言及していないが……、本書に精通していたことは疑いようがない」。Henry E. Allison, *Kant's Groundwork for the Metaphysics of Morals: A Commentary*, Oxford University Press, 2011, p. 38.

(6) ヴォルフ学派からの影響を否認するようした身振りは、カントの義務論を誤解から守る反面、自らの思想を育んだルーツを必要以上に否定するものだったといえるかもしれない。批判哲学がその地位を確立した後には出版された『道徳の形而上学』(一七九七年)では、「道徳の形而上学の基本概念(一般実践哲学)」(VI221)としてその体系の一部に組み込まれることになる。

(7) Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, mit einer Einleitung, herausgegeben von Bernd Kraft und Dieter Schönecker, Felix Meiner Verlag, 1999, S. 99. 編者のクラフトとシェーネッカーの解釈は次の英訳でも踏襲されている。Immanuel Kant, *Groundwork for the Metaphysics of Morals*, edited and translated by Allen Wood with essays by J. B. Schneewind et al., Yale University Press, 2002, p. 38.

(8) バウムガルテンの著作は『第一実践哲学の原理』となっているが、第六節で「第一（一般）実践哲学」と並列的に表記し、直前のタイトルが「一般実践哲学についての序論」となっている点からも、第一実践哲学が一般実践哲学と同義であることは明らかである。なお、二人との対比で興味深いのは、ヴォルフ本人は『一般実践哲学』のなかで「内的義務」や「外的義務」について言及していないことである。ヴォルフは『自然法論』では「内的な義務づけ」（obligatio interna）と「外的な義務づけ」（obligatio externa）について論じているが、そのさいも「内的義務」や「外的義務」という表現は用いていない。ここでもバウムガルテンがヴォルフのたんなる追随者ではなく、独自の思想家であったことを認めることができるかもしれない。なお、ヴォルフの obligatio interna と obligatio externa の区別については次も参照。柳原正治『ヴォルフの国際法理論』有斐閣、一九九八年、二四二―四頁。なお同書では obligatio を「義務」、officium を「責務」と訳しており、本稿と

訳語が異なる点に注意されたい。

(9) B92を参照。なお、バウムガルテンでは、内的義務Ⅱ不完全義務、外的義務Ⅱ完全義務とされるので、カントがいうように「内的な完全義務」がないだけではなく、「外的な不完全義務」もないことになる。

(10) こうした解釈として特記すべきは、野田又夫による『人倫の形而上学の基礎づけ』の次の訳注である。「完全義務を外的法律的義務に限り、不完全義務を内的道德的義務に当てる考えがカントの時代の通説であってカントが大学で教科書に用いたバウムガルテンの倫理書もその考えをのべている」『世界の名著 32 カント』中央公論社、一九七二年、二六七頁。

(11) H. J. Paton, *The Moral Law or Kant's Groundwork of the Metaphysic of Morals*, Hutchinson's University Library, 1948, p. 139.

(12) 菅沢龍文「カント『法論』における内的完全義務——ヴォルフ、クルージュウスとの対比」、浜田義文・牧野英二編『近世ドイツ哲学論考——カントとヘーゲル——』法政大学出版局、一九九三年、二二九頁。

(13) マイアーが、バウムガルテンもしたがっている「神に対する義務」「自分自身に対する義務」「他人に対する義務」という伝統的な三分法を超えて、「人間以外の有限な存在者に対する義務」も付け加えている点は興味深い（ただしマイアーは「人間以外の有限な存在者に対する義務」は他の三つの義務に還元することができ

- ると考えている (M 208, S. 419f)。カントが『道徳の形而上学』で義務を区分したさい、人間の人間に対する義務として「自身自身に対する義務」と「他人に対する義務」をあげるとともに、人間の人間以外の存在者に対する義務として「人間以下の存在者」と「人間以上の存在者」をあげているのは、マイアーの分類をカントなりに再構成したものだともみることできる (VI 413)。
- (14) マイアーはここで、領邦君主が臣民に特定商品を国外で販売しないよう義務づけ、国外販売と刑罰を結びつけるという例をあげ、刑罰の表象が自由な商売を行わない動機になっていると説明する (M 69, S. 146)。これは動機が衝突する④のケースといえる。
- (15) マイアーは例として、学者が純粋な楽しみから研究する場合をあげている (M 133, S. 275)。
- (16) 威嚇とは、自分がしてほしいことを他人が嫌々行う場合に、他人が嫌悪を克服して行うことを決心したと確信できるまで、不快なこと（実際の暴力やたんだんなる脅迫）を実行し続けることだとされる (M 133, S. 276)。ただし、マイアーのいう意味での威嚇では、他人を行為へと外的に義務づけようとする人はそうする権利をもつていなくてはならぬ (M 134, S. 279)。BM 78 も参照。
- (17) 本論文では紙幅の関係で立ち入ることができないが、そもそもなぜ私たちが善行のような行為へと義務づけられるのかといえは、人間や自由な行為の自然本性に基づいて、そうした行為を行うよう義務づけられるという「自然的な義務づけ」〔自然債務〕
- (natürliche Verbindlichkeit) があるからだと考えられる (vgl. M 98, S. 207)。つまり、そうした行為は私たちの完全性を促進するものなのである。なお、マイアーは「内的な自然的義務づけ」と「外的な自然的義務づけ」を区別しているが (M 135, S. 280f.) バウムガルテンは『第一実践哲学の原理』(B 29) で「ある種の自由な規定とある種のより強い動因との連結は、行為および行為者の自然本性から十分認識されうる。……そうした連結は**自然的**(客観的、内在的、内的) **義務づけ**である」と述べ、自然的義務づけと内的義務づけを等置している。
- (18) もう少し具体的にいえば、法則は自分の完全性という動機を目的として、それに対する手段としてある自由な行為を義務づけるものだとすることができ (vgl. M 112, S. 238)。
- (19) マイアーは、外的法則の一種である「外的自然法則」の例として「物を盗むな」という法則をあげ、また内的法則の一種である「内的自然法則」の例として「寛大さ、気前良さ、敬虔さの法則」をあげている (M 135, S. 280f.)。
- (20) 管見では、マイアーの『一般実践哲学』には「完全義務」という表現は見られない。しかし、バウムガルテンが『第一実践哲学の原理』(B 92) で「外的な義務(完全な義務、必然性の義務、法の義務、十全な義務、狭義の義務)」と述べており、文脈上もそのように呼んで差し支えないように思われる。
- (21) 以上の整理にしたがえば、(ダルイエスの『自然法と万民法』に

対するヨハン・エルンスト・グネルスの注釈にある) 次のような分析は正確だといえる。「不完全な義務づけはどれも内的な義務づけであるが、その逆は真ではない。たとえば、神に対する義務づけや自己自身に対する義務づけは内的な義務づけであるが、だからといって不完全な義務づけではない。というのも、不完全な義務づけはつねに隣人(「他人」)に関係するものだからである。完全な義務づけは外的な義務づけであり、逆もまた真である。」

Johann Ernst Gunnerus, *M. Johann Ernst Gunneri Vollständige Erläuterungen und Anmerkungen über das Natur- und Völkerrecht Des Herrn Hofrath Daryes: 4. Stück, Frankfurt und Leipzig, 1749, S. 15.*

(22)

その他にも、たとえばカントの『道徳の形而上学』(VI 410)における「徳の義務づけ(倫理学的義務づけ)」「Tugendverpflichtung (obligatio ethica)」と「徳の義務(倫理学的義務)」「Tugendpflicht (officium ethicum s. virtus)」の区別は、本稿で見た「内的義務づけ」と「内的義務」の関係のカントの変奏として解釈できるように思われる。

(ちば・けん 筑波大学人文社会系講師)